

令和4年9月定例県議会

建設常任委員会説明資料

土 木 部

目 次

1 予算関係について

(1) 令和4年度熊本県補正予算について

令和4年度9月補正予算資料 ..... 1

令和4年度9月補正予算総括表 ..... 2

令和4年度熊本県一般会計補正予算（議案第1号）

河川課 ..... 3

(2) 令和4年度繰越明許費について ..... 5

令和4年度熊本県一般会計補正予算（議案第1号）

令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（議案第2号）

2 条例等関係について

(1) 令和4年度市町村負担金について

令和4年度道路事業の経費に対する市町村負担金について（議案第23号） ..... 7

令和4年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について（議案第24号） ..... 8

令和4年度海岸事業の経費に対する市町負担金について（議案第25号） ..... 9

令和4年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について（議案第26号） ..... 10

令和4年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業  
の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について（議案第27号） ..... 11～12

(2) 工事請負契約の締結について

港湾課（議案第28号） ..... 13～15

営繕課（議案第29号～第30号） ..... 17～23

(3) 有料道路事業変更許可申請に関する同意について

道路整備課（議案第31号） ..... 25～27

(4) 専決処分の報告及び承認について

道路保全課（議案第 3 3 号～第 3 5 号） .....	2 9 ～ 3 2
港湾課（議案第 3 6 号） .....	3 3 ～ 3 4
(5) 専決処分の報告について	
監理課（報告第 1 号） .....	3 5 ～ 3 6
(6) 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について	
道路整備課（報告第 2 7 号） .....	3 7
(7) 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について	
河川課（報告第 2 8 号） .....	3 8

令和4年度9月補正予算資料

(単位:千円)

区分	一般会計						特別会計等			合計			
	普通建設事業			災害復旧事業			投資的経費計	消費的経費	一般会計計		投資的経費	消費的経費	特別会計等計
	補助事業	県単事業	直轄事業	補助事業	県単事業	直轄事業							
補正前予算額	46,840,802	21,484,556	14,687,370	8,925,012	539,000		92,476,740	9,951,958	102,428,698	2,090,515	5,517,154	7,607,669	110,036,367
今回補正額		772,112		1,549,831	127,000		2,448,943		2,448,943				2,448,943
合計	46,840,802	22,256,668	14,687,370	10,474,843	666,000		94,925,683	9,951,958	104,877,641	2,090,515	5,517,154	7,607,669	112,485,310
【各課別内訳】 (上段は今回補正額、下段は今回補正後の額)													
監理課		163,320					163,320	750,017	913,337				913,337
用地対策課								118,024	118,024				118,024
土木技術管理課		139,498					139,498	124,261	263,759				263,759
道路整備課	17,947,418	1,868,981	6,013,893				25,830,292	874,964	26,705,256				26,705,256
道路保全課	7,757,651	5,013,339			339,000		13,109,990	3,116,513	16,226,503				16,226,503
都市計画課	3,425,839	877,404					4,303,243	680,451	4,983,694				4,983,694
下水環境課	205,771	194,748					400,519	521,047	921,566	1,427,515	3,256,857	4,684,372	5,605,938
河川課		772,112		1,549,831	127,000		2,448,943		2,448,943				2,448,943
	5,060,652	9,666,808	6,348,000	10,474,843	327,000		31,877,303	587,468	32,464,771				32,464,771
港湾課	2,294,412	1,923,432	1,354,250				5,572,094	1,293,556	6,865,650	663,000	2,260,297	2,923,297	9,788,947
砂防課	9,180,254	1,670,848	971,227				11,822,329	232,527	12,054,856				12,054,856
建築課	16,673	18,691					35,364	419,186	454,550				454,550
営繕課		441,633					441,633	234,776	676,409				676,409
住宅課	952,132	277,966					1,230,098	999,168	2,229,266				2,229,266
合計	46,840,802	22,256,668	14,687,370	10,474,843	666,000		94,925,683	9,951,958	104,877,641	2,090,515	5,517,154	7,607,669	112,485,310

令和4年度9月補正予算総括表

(単位：千円)

1 一般会計

課名	補正前予算額	今回補正額	合計	今回補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
監理課	913,337		913,337					
用地対策課	118,024		118,024					
土木技術管理課	263,759		263,759					
道路整備課	26,705,256		26,705,256					
道路保全課	16,226,503		16,226,503					
都市計画課	4,983,694		4,983,694					
下水環境課	921,566		921,566					
河川課	30,015,828	2,448,943	32,464,771	810,258	1,200,000	310,119	128,566	
港湾課	6,865,650		6,865,650					
砂防課	12,054,856		12,054,856					
建築課	454,550		454,550					
営繕課	676,409		676,409					
住宅課	2,229,266		2,229,266					
合計	102,428,698	2,448,943	104,877,641	810,258	1,200,000	310,119	128,566	

2 港湾整備事業特別会計

港湾課	2,851,009		2,851,009				
-----	-----------	--	-----------	--	--	--	--

3 臨海工業用地造成事業特別会計

港湾課	72,288		72,288				
-----	--------	--	--------	--	--	--	--

4 用地先行取得事業特別会計

用地対策課							
-------	--	--	--	--	--	--	--

5 流域下水道事業会計

下水環境課	4,684,372		4,684,372				
-------	-----------	--	-----------	--	--	--	--

土木部合計	110,036,367	2,448,943	112,485,310	810,258	1,200,000	310,119	128,566
-------	-------------	-----------	-------------	---------	-----------	---------	---------

令和4年度9月補正予算

河川課（一般会計）

(単位:千円)

説明書の 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
P24	河川改良費	8,249,546	772,112	9,021,658		771,000		1,112	
	単県河川等災害関連事業費	653,760	772,112	1,425,872		771,000		1,112	国庫補助災害復旧事業の対象とならない復旧等に伴う事業費の増 【令和2年7月豪雨】 497,015 【令和4年7月豪雨等】 275,097
土木費計		20,890,816	772,112	21,662,928		771,000		1,112	
P29	河川等補助災害復旧費	8,925,012	1,549,831	10,474,843	810,258	429,000	310,119	454	
	現年発生国庫補助災害復旧費	930,500	1,239,712	2,170,212	810,258	429,000		454	令和4年7月の豪雨等により被災した公共土木施設の復旧に伴う事業費の増
	河川等災害復旧受託事業費	182,790	310,119	492,909			310,119		被災した村道の道路災害復旧において、工事施行を村から受託することに伴う事業費の増
P29	河川等単県災害復旧費	200,000	127,000	327,000				127,000	
	災害復旧事業設計調査費	200,000	127,000	327,000				127,000	令和4年7月の豪雨等により被災した公共土木施設の復旧のための調査、測量設計に伴う事業費の増
災害復旧費計		9,125,012	1,676,831	10,801,843	810,258	429,000	310,119	127,454	
河川課計		30,015,828	2,448,943	32,464,771	810,258	1,200,000	310,119	128,566	

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

## 令和4年度繰越明許費

### 1 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第1号議案)

(単位:千円)

款	項	金額	説明
衛生費		20,000	
	環境衛生費	20,000	下水環境課
土木費		13,593,656	
	道路橋りょう費	7,351,894	道路整備課、道路保全課
	河川海岸費	2,813,940	河川課、砂防課
	港湾費	537,822	港湾課
	都市計画費	2,890,000	都市計画課
合計		13,613,656	

### 2 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号議案)

(単位:千円)

款	項	金額	説明
土木費		73,000	
	港湾費	73,000	港湾課

合計		13,686,656	(単位:千円)
----	--	------------	---------



第 23 号

令和 4 年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

令和 4 年度において熊本県が施行する道路事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 単県道路改築事業 (改良)	工事費の 10 分の 1. 5 に相当する金額
2 単県道路改良事業 (側溝整備)	工事費の 10 分の 1. 5 に相当する金額

(提案理由)

令和 4 年度において熊本県が施行する道路事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 52 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 24 号

令和 4 年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

令和 4 年度において熊本県が施行する流域下水道事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 熊本北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
2 球磨川上流流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
3 八代北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
4 熊本北部流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 45 円
5 球磨川上流流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 91 円及び資本費 71,608, 528 円
6 八代北部流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 139 円

(提案理由)

令和 4 年度において熊本県が施行する流域下水道事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 第 31 条の 2 第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 25 号

令和 4 年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

令和 4 年度において熊本県が施行する海岸事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	工事費の 20 分の 1 に相当する金額
2 津波・高潮危機管理対策緊急事業	工事費の 20 分の 1 に相当する金額
3 単県海岸保全事業	工事費の 20 分の 1 に相当する金額

(提案理由)

令和 4 年度において熊本県が施行する海岸事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号) 第 28 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 26 号

令和 4 年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

令和 4 年度において熊本県が施行する地すべり対策事業について、当該事業に要する経費のうち市が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
単県地すべり対策事業	工事費の 10 分の 1 に相当する金額

(提案理由)

令和 4 年度において熊本県が施行する地すべり対策事業に要する経費の一部を市に負担させるため、地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号) 第 31 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 27 号

令和 4 年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政関係）について  
 令和 4 年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政関係）を次のとおり定めることとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	負担すべき金額
1 単県街路促進事業	工事費の 10 分の 1 に相当する金額
2 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業を除く。）	工事費の 10 分の 1 に相当する金額
3 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業に限る。）	工事費から国庫補助金額等を控除した額の 10 分の 1 に相当する金額
4 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁を除く。）	工事費の 10 分の 1 に相当する金額
5 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁に限る。）	工事費の 20 分の 1 に相当する金額
6 重要港湾改修事業	工事費の 10 分の 1 に相当する金額
7 地方港湾改修事業	工事費の 5 分の 1 に相当する金額
8 港湾補修事業	工事費の 6 分の 1 に相当する金額
9 重要港湾環境整備事業	工事費の 10 分の 1 に相当する金額
10 急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれかに該当す	工事費の 20 分の 1 に相当する金額

<p>るもの)</p> <p>1 1 急傾斜地崩壊対策事業 (総合流域防災事業を含む。) (公共施設、避難関連又は災害時要援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれにも該当しないもの)</p>	<p>工事費の10分の1に相当する金額</p>
<p>1 2 急傾斜地崩壊対策事業 (総合流域防災事業を含む。) (公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれかに該当するもの)</p>	<p>工事費の10分の1に相当する金額</p>
<p>1 3 急傾斜地崩壊対策事業 (総合流域防災事業を含む。) (公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれにも該当しないもの)</p>	<p>工事費の5分の1に相当する金額</p>
<p>1 4 単県急傾斜地崩壊対策事業</p>	<p>工事費の3分の1に相当する金額</p>
<p>1 5 単県砂防事業</p>	<p>工事費の10分の1に相当する金額</p>

(提案理由)

令和4年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 28 号

工事請負契約の締結について

熊本港物流拠点機能向上（ガントリークレーン製作据付）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 熊本港物流拠点機能向上（ガントリークレーン製作据付）工事
- 2 工 事 内 容 ガントリークレーン製作据付工
- 3 工 事 場 所 熊本市西区新港二丁目地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和 6 年 9 月 30 日まで
- 5 契 約 金 額 1, 148, 400, 000円
- 6 契約の相手方 東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号  
株式会社三井E&Sエンジニアリー  
代表取締役社長 田中一郎
- 7 契約の方法 一般競争入札

（提案理由）

熊本港物流拠点機能向上（ガントリークレーン製作据付）工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年熊本県条例第 30 号）第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の締結について

概要

港湾課

1 競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の種類	機械器具設置工事	
格付等級又は経営事項審査の総合評定値	機械器具設置工事の総合評定値が1, 000点以上。 ただし、平成17年熊本県告示第380号による特例措置を受けている者にあつては、加算後の総合評定値。	
営業所の所在地	国内に主たる営業所を有すること。	
施工実績に関する事項	平成20年度(2008年度)以降、元請として国内において完成した機械器具設置工事で、請負額9億8千万円以上のガンントリークレーンの新設工事の施工実績(同一工事において製作・据付のいずれも行ったことを要する。)を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。) 次のいずれかの資格を有する者を設計に係る管理技術者及び照査技術者として当該設計に各々配置できること。 ・技術士(総合技術監理部門：(機械)) ・技術士(機械部門) ・RCCM(機械部門) ・上記「施工実績に関する事項」を満たす工事の実施設計の経験を有すること。	
設計担当技術に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事に配置できること。 なお、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に該当する場合は、当該技術者を本工事の現場に専任で配置しなければならない。	
配置予定技術に関する事項	施工経験	平成20年度(2008年度)以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者。 なお、製作(工場)の配置予定技術者と据付(現場)の配置予定技術者が同一人でない場合は、各配置予定技術者が、施工実績に掲げる条件を満たす工事のうち、配置予定の業務(製作又は据付)について施工経験を有すること。
	資格等	機械器具設置工事に関し、建設業法7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者(主任技術者となる資格を有する者)又は機械器具設置工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者(監理技術者となる資格を有する者)。 ただし、下請代金の合計額が4,000万円以上となる場合は、機械器具設置工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置する必要がある。
	その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限の以前連続して3か月以上)にある者。

2 評価に関する基準

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価する「施工体制確認型総合評価落札方式」で実施した。

また、民間企業が保有する高い技術力を活用し一定のコストに対して得られる品質の向上と効率的な整備を図るため、設計と施工を一括して発注する「設計・施工一括発注方式」を適用した。

設計に関する提案では「設計の合理性(性能・機能)」と「維持管理への配慮」について、施工に関する提案では「輸送・据付時の安全管理」について、それぞれ次のような課題を設定し、提出さ

れた技術申請書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落札者とした。

評価値 = 技術評価点 (標準点+加算点+施工体制評価点) / 入札価格  
 ※ 標準点60点、加算点40点、施工体制評価点30点の130点満点  
 ※ 評価値の表示については、評価値に対し100,000,000を乗じている。(小数点以下5位を四捨五入)

評価項目	評価内容
設計に関する提案	<p>課題：「設計の合理性 (性能・機能) について」</p> <p>① 荷役作業の効率性向上に関する提案            ② 荷役作業の安全性向上に関する提案            ③ 省電力化に関する提案            ④ その他 (①～③以外) 設計の合理性 (性能・機能) に関する提案</p> <p>課題：「維持管理への配慮について」</p> <p>① 機械類の故障頻度や修理期間の低減に関する提案            ② 部材の塩害対策に関する提案            ③ 部材の疲労損傷対策に関する提案            ④ その他 (①～③以外) 維持管理への配慮に関する提案</p>
施工に関する提案	<p>課題：「輸送・据付時の安全管理について」</p> <p>① 海上輸送時のクレーンの安全管理に関する提案            ② 現地据付時の作業員に対する安全管理に関する提案            ③ 隣接岸壁の荷役作業に対する安全管理に関する提案            ④ 熊本港湾区域 (水域) 内の第三者に対する安全管理に関する提案</p>

### 3 開札及び総合評価結果

業者名	技術評価点	入札価格 (税抜き)	評価値	摘要
株式会社 三井E&S マシナリー	106.80	1,044,000,000	10.2299	[落札]
予定価格 (税抜き)	1,044,059,000	低入札価格 調査基準価格 (税抜き)	960,534,280	
失格判断基準価格 (税抜き)	940,119,551	開 札 日	令和4年7月12日	



第 29 号

工事請負契約の締結について

小川工業高校実習棟改築工事について、次のように請負契約を締結することとする。  
令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 工 事 名 小川工業高校実習棟改築工事

2 工 事 内 容 (1)実習棟

木造一部鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ面積3,720平方メートル

(2)渡り廊下その他

鉄骨造、平屋建て、延べ面積81平方メートル

(3)上記(1)及び(2)の建築に伴う既存体育教官室の建物解体工事

3 工 事 場 所 宇城市小川町北新田770番地地内

4 工 期 契約締結の日の翌日から令和6年2月16日まで

5 契 約 金 額 1,542,750,000円

6 契 約 の 相 手 方 八代市宮地町2088番地

松島・高橋・和久田建設工事共同企業体

代表者 株式会社松島建設 代表取締役 松嶋進治

7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

小川工業高校実習棟改築工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年熊本県条例第30号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の締結について

概要

営繕課

1 競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の種類	建築一式工事		
共同企業体の構成員	3者		
資格要件	代表構成員 (構成員1)	構成員2、3	
格付等級又は経営事項審査の総合評定値	A1等級		A1等級
営業所の所在地	熊本県内に主たる営業所を有すること。		
施工実績に関する事項	平成20年度(2008年度)以降、元請けとして国内において完成したRC造、SRC造、S造又はW造の建築一式工事で、請負金額が12億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)	なし	熊本県内に主たる営業所を有すること。
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 なお、建設業法施行令第27条第2項の規定は適用されない。		
	施工経験	平成20年度(2008年度)以降、元請けとして国内において完成したRC造、SRC造、S造又はW造の建築一式工事で、請負金額が5億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工経験を有する者(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)	なし
	資格等	建築一式工事に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者	建築一式工事に關し、建設業法第7条第2号ハ又は建設業法第15条第2号イ(国土交通大臣により同等以上と認定された者を含む。)に該当する者
	その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上)にある者	

2 評価に関する基準

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況

を確認し、施工内容を実現に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型総合評価落札方式」で実施した。

施工計画としては、「品質確保」と「安全確保」及び「施工上の課題対応」が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された技術申請書等の評価に基づき技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落札者とした。

評価値 = 技術評価点(標準点+加算点+施工体制評価点) / 入札価格  
 ※ 標準点63点、加算点37点、施工体制評価点30点の130点満点  
 ※ 評価値の表示については、評価値に対し100,000,000を乗じている。(小数点以下5位を四捨五入)

評価項目	評価内容
品質確保に関する提案	① 木材(構造用製材)の品質確保に関する提案 ② 木工事の施工精度確保に関する提案
安全確保に関する提案	③ 資機材搬出搬入における生徒及び学校関係者への安全確保に関する提案 ④ クレーン類等建設機械の稼働時における作業上の安全確保に関する提案 ⑤ 高所作業時における安全確保に関する提案 ⑥ 近隣への騒音対策に関する提案
施工上の課題に関する提案	

### 3 開札及び総合評価結果

業者名	技術評価点	入札価格 (税抜き)	評価値	摘要
松島・高橋・和久田建設工事 共同企業体	105.32	1,402,500,000	7.5094	[落札]
味岡・丸昭・速永建設工事 共同企業体	97.25	1,404,000,000	6.9266	
予定価格 (税抜き)	1,404,044,000	低入札価格 調査基準価格 (税抜き)	1,291,720,480	
失格判断基準価格 (税抜き)	1,270,436,566	開 札 日	令和4年6月21日	



第 30 号

工事請負契約の締結について

球磨支援学校校舎棟新築工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 工 事 名 球磨支援学校校舎棟新築工事

2 工 事 内 容 (1)校舎棟

木造一部鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ面積4,

569平方メートル

(2)車庫その他

鉄骨造、平屋建て、延べ面積47平方メートル

3 工 事 場 所 球磨郡多良木町1212番地地内

4 工 期 契約締結の日の翌日から令和6年1月29日まで

5 契 約 金 額 1, 447, 600, 000円

6 契 約 の 相 手 方 球磨郡多良木町大字多良木144番地の1

味岡・丸昭・速永建設工事共同企業体

代表者 味岡建設株式会社 代表取締役 味岡俊彦

7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

球磨支援学校校舎棟新築工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年熊本県条例第30号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の締結について

概要

営繕課

1 競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の種類	建築一式工事	
共同企業体の構成員	3者	
資格要件	代表構成員 (構成員1)	構成員2、3
格付等級又は 経営事項審査の 総合評定値	A1等級	A1等級
営業所の所在地	熊本県内に主たる営業所を有すること。	
施工実績に関する事項	平成20年度(2008年度)以降、元請けとして国内において完成したRC造、SRC造、S造又はW造の建築一式工事で、請負金額が11億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)	なし
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 なお、建設業法施行令第27条第2項の規定は適用されない。	
	<p>施工経験</p> <p>平成20年度(2008年度)以降、元請けとして国内において完成したRC造、SRC造、S造又はW造の建築一式工事で、請負金額が5億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工経験を有する者(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)</p>	<p>なし</p> <p>建築一式工事に関し、建設業法第7条第2号ハ又は建設業法第15条第2号イ(国土交通大臣により同等以上と認定された者を含む。)に該当する者</p>
資格等	建築一式工事に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者	
その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上)にある者	

2 評価に関する基準

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況

を確認し、施工内容を実現に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型総合評価落札方式」で実施した。

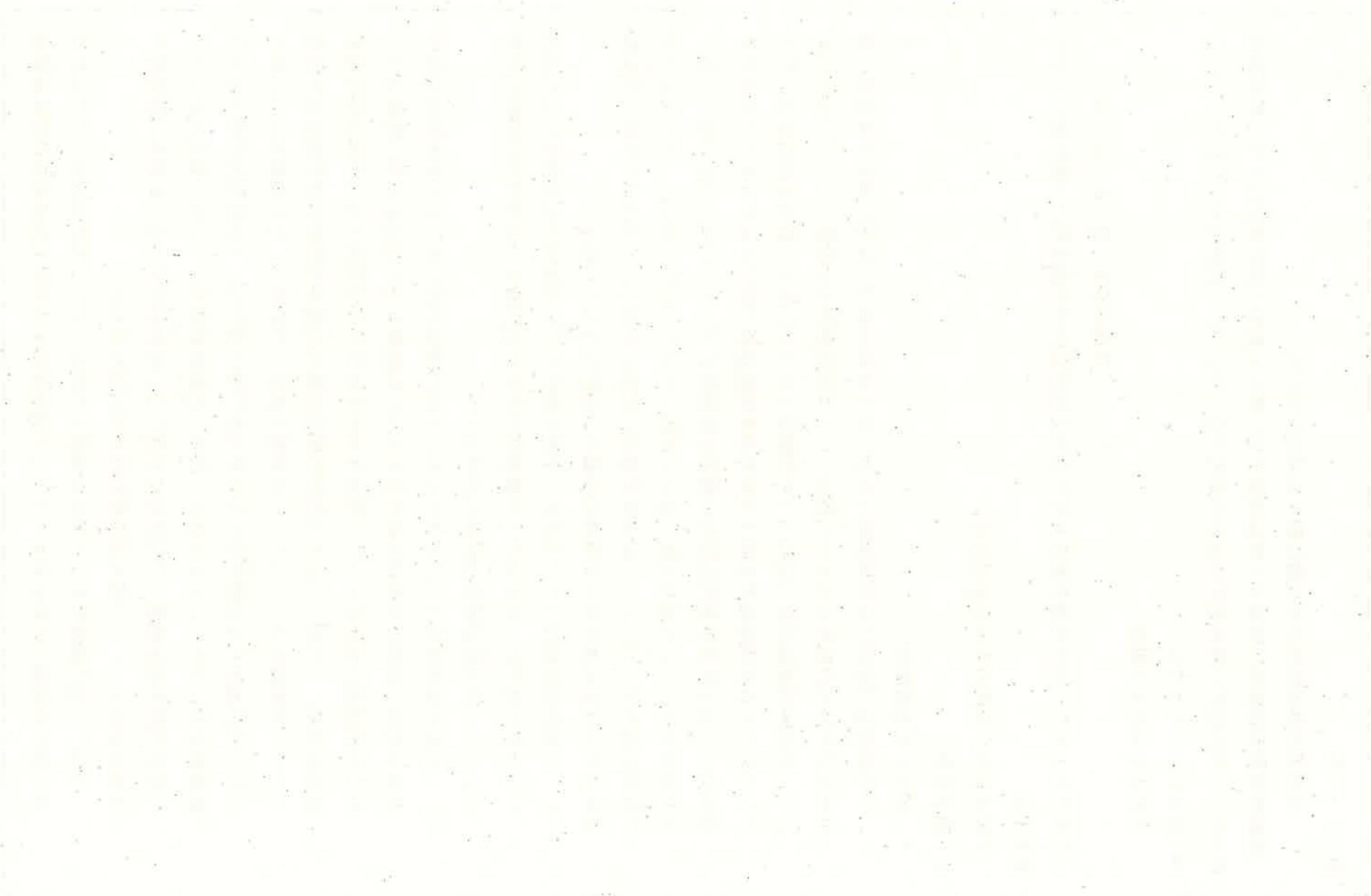
施工計画としては、「品質確保」と「安全確保」及び「施工上の課題対応」が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された技術申請書等の評価に基づき技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落札者とした。

評価値 = 技術評価点 (標準点+加算点+施工体制評価点) / 入札価格  
 ※ 標準点63点、加算点37点、施工体制評価点30点の130点満点  
 ※ 評価値の表示については、評価値に対し100,000,000を乗じている。(小数点以下5位を四捨五入)

評価項目	評価内容
品質確保に関する提案	① 木材 (構造用製材) の品質確保に関する提案 ② 木工事の施工精度確保に関する提案
安全確保に関する提案	③ 資機材搬出搬入における生徒及び学校関係者 (隣接中学校後) への安全確保に関する提案 ④ クレーン類等建設機械の稼働時における作業上の安全確保に関する提案 ⑤ 高所作業時における安全確保に関する提案 ⑥ 近隣への騒音対策に関する提案
施工上の課題に関する提案	

### 3 開札及び総合評価結果

業者名	技術評価点	入札価格 (税抜き)	評価値	摘要
味岡・丸昭・速永建設工事 共同企業体	107.33	1,316,000,000	8.1558	[落札]
松島・高橋・和久田建設工 事共同企業体	100.07	1,317,500,000	7.5954	
予定価格 (税抜き)	1,317,661,000	低入札価格 調査基準価格 (税抜き)	1,212,248,120	
失格判断基準価格 (税抜き)	1,192,103,043	開 札 日	令和4年6月21日	



## 第 31 号

有料道路事業変更許可申請に関する同意について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定により、熊本県道路公社から有料道路の料金を次とおり変更することについて同意を求められたので、これに同意することとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成5年1月7日付け熊道公第58号の有料道路事業許可申請事項の一部を次のとおり変更する。

6料金の注2を次のように変更する。

### 2 障害者割引

#### イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、熊本県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、熊本県道路公社が別に定めるもの

（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき熊本県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、熊本県道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETC多目的利用システム（ETC多目的利用システムの利用に関する要綱（令和元年11月11日国道高第14号国土交通省道路局高速道路

課長通知) 第2条第1号に規定するシステムをいう。以下同じ。) を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、熊本県道路公社がETC多目的利用システムの取扱いに関し別に定めるところにより事前に登録、がなされたETCカード(有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号)第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(平成24年12月6日)第3条第1号に規定するETCカードをいう。)を使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

(注) 熊本県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」(平成15年7月30日。別添)をいう。

注3を注4とし、注2の次に次の注を加える。

3 ETC多目的利用システムを利用して料金の徴収を行う場合の割引率は、2割以下とする。

(提案理由)

有料道路の料金の変更に同意することについて、道路整備特別措置法第16条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

概要

道路整備課

1 県が同意する内容

熊本県道路公社の有料道路事業許可事項の一部である料金に係る記載内容の変更。

2 変更する理由

熊本県道路公社において、今年度供用を予定しているETC多目的利用システムを利用する場合の割引率を設定し、同システムの利用促進を図るとともに、利用者の利便性向上を図るために変更するものである。

3 変更の概要

- ① 障害者割引について、ETC多目的利用システムを利用した場合の既存の割引措置が適用されるように記載内容を変更する。
- ② ETC多目的利用システムを利用して料金の徴収を行う場合の割引率を定める。

4 変更時期

道路整備特別措置法第10条第4項による国土交通大臣の許可の日。



第 33 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求めらる。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 10 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 4 年 7 月 20 日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和 3 年 3 月 13 日 一般県道熊本菊陽線 菊池郡菊陽町大字原水地 内 安全施設不全	個 人 (自転車運転者)	4,459,825 円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 34 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事  
件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 11 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 4 年 7 月 20 日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和 4 年 4 月 26 日 一般国道 219 号 球磨郡湯前町大字上猪地 内 倒木	個 人 (車両所有者)	517,187 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 35 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求めらる。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 18 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 4 年 8 月 19 日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和 4 年 5 月 14 日 主要地方道阿蘇公園菊池 線 阿蘇市西湯浦地内 倒木	個人 (車両所有者)	155,985 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

No	議案番号	事故の原因	日時	場所及び路線名	損害額 (円)	賠償割合 (道路管理者)	賠償額 (円)	事故の状況
1	33	安全施設不全	令和3年3月13日	菊池郡菊陽町大字原水地内	8,919,650	5割	4,459,825	被害者が、一般県道熊本菊陽線を大津町方面から熊本市北区方面に向けて自転車（ロードバイク）で進行中、導流帯の縁に設置されたチャッターバーに乗り上げ、転倒し、車両右側面等を損傷するとともに、右大腿骨頸部骨折等の傷害を負ったもの。
			午後1時45分頃	一般県道熊本菊陽線				
2	34	倒木	令和4年4月26日	球磨郡湯前町大字上猪地内	517,187	10割	517,187	被害者が、一般国道219号を球磨郡多良木町方面から宮崎県方面へ向けて軽乗用車で進行中、左方の道路区域内から倒れてきた樹木に衝突し、フロントガラス等を損傷したものの。
			午後6時40分頃	一般国道219号				
3	35	倒木	令和4年5月14日	阿蘇市西湯浦地内	155,985	10割	155,985	被害者が、主要地方道阿蘇公園菊池線を菊池市方面から阿蘇市湯浦方面へ向けて軽貨物車で進行中、左方の道路区域内から倒れてきた樹木に衝突し、ルーフパネル等を損傷するとともに、頸椎捻挫等の傷害を負ったもの。
			午後7時30分頃	主要地方道阿蘇公園菊池線				

第 36 号

専決処分報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 17 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年8月2日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 等 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年5月11日 臨港道路1号線 八代港外港地区 飛石	有限会社小林 商店 (車両所有者)	96,184円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

専決処分の報告及び承認について (議案第36号)

概 要

港湾課

No	議案 番号	事故の 原因	日 時	場所及び路線名	損害額 (円)	賠償割合 (道路管理者)	賠償額 (円)	事故の状況
1	36	飛石	令和4年5月11日 午後2時50分頃	八代港外港地区 臨港道路1号線	96,184	10割	96,184	被害者が、八代港内の臨港道路1号線を外港方面から八代市街方面に向けて軽乗用車で進行中、八代港管理事務所職員が除草作業の際に跳ね飛ばした小石により、フロントガラスを損傷したものの。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 19 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年8月30日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年7月5日 天草市亀場町亀川地 内	有限会社松下佛 具店 (所有者) 駐車場ポール	35,871円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

専決処分の報告について（報告第1号）

概 要

監理課

No	報告 番号	日 時	場 所	区 分	過失 割合	損害額 (円)	県側の 負担額	相手方の 負担額	県の損害 賠償額	事故の状況
1	1	令和4年7月5日	天草市亀場町亀 川地内	県(公用車)	100%	97,438	97,438	①	35,871円 (②-①)	天草広域本部土木部職員が県道本渡牛深線を新和町方面から本渡方面に向かって走行中、目的地駐車場に入るため右折しようとした際に、目的地駐車場手前にある亀川斎苑敷地内に設置された駐車場ポールに接触したものの。
		午前11時50分頃		相手側(物件)	0%	35,871	② 35,871	0		

報告第 27 号

熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、熊本県道路公社の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 28 号

一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人白川水源地域対策基金の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



令和4年9月

熊本県道路公社の経営状況を説明する書類

熊 本 県

# 目 次

## (令和3事業年度決算に関する書類)

・ 令和3事業年度 事業報告書	-----	1
・ 令和3事業年度 貸借対照表	-----	4
・ 令和3事業年度 損益計算書	-----	5
・ 令和3事業年度 財産目録	-----	6

## (令和4事業年度事業計画に関する書類)

・ 令和4事業年度 事業計画書	-----	8
・ 令和4事業年度 収支予算書	-----	9

## (添付書類)

・ 決算附属諸表	-----	10
(1) 令和3事業年度 債務に関する計算書	-----	11
(2) 令和3事業年度 引当金等明細表	-----	12

# 令和3事業年度事業報告書

## 1 総括

熊本県道路公社は、地方道路公社法に基づき平成4年5月28日に設立されたもので、目的及び事業の概要は次のとおりである。

### (1) 目的

熊本県及びその周辺地域において、その通行又は利用について料金を徴取することができる道路の新設、改築、管理等を総合的かつ効率的に行うことなどにより、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

### (2) 事業の概要

松島有料道路事業

#### ①道路名、区間等

- ・路線名 一般国道324号
- ・供用中区間 上天草市松島町今泉から上天草市松島町合津まで
- ・延長 3.3km
- ・事業費

有料道路事業	補助事業	合計
43億円	174億円	217億円

#### ②道路構造

- ・道路区分 第1種第3級
- ・車線数 2車線
- ・幅員 10.5m
- ・設計速度 80km/h

## 2 令和3事業年度の事業実施状況

### (1) 松島有料道路

松島有料道路の通行料金徴収及び道路維持管理業務を行うとともに、ETC多目的利用システムの整備に着手した。

### (2) 松島有明道路等

松島有料道路に接続する松島有明道路及び三角大矢野道路の維持管理業務を熊本県から受託し、実施した。

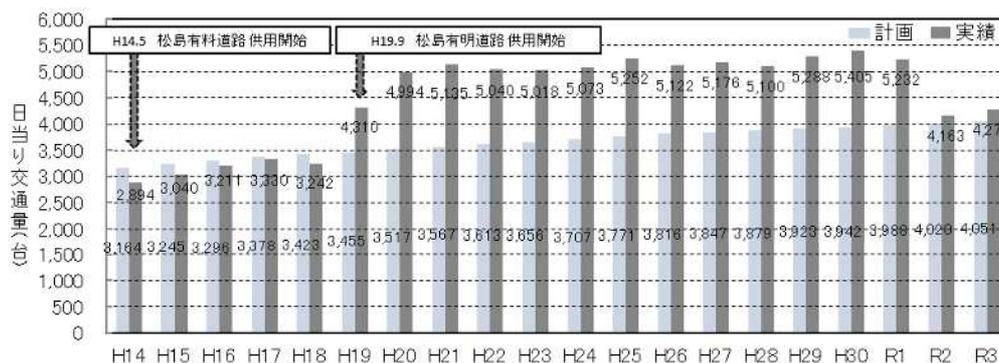
### 3 松島有料道路の令和3年度通行台数等実績

#### (1) 通行台数の状況

(単位：台)

	令和3年度実績	参考：令和2年度実績
通行台数合計	1,561,720	1,519,415
日平均交通量(a)	4,279	4,163
1日計画台数(b) <sup>※1</sup>	4,051	4,020
達成率(a/b)	105.6%	103.6%

※1) 平成14年に推計した令和3年度の交通量



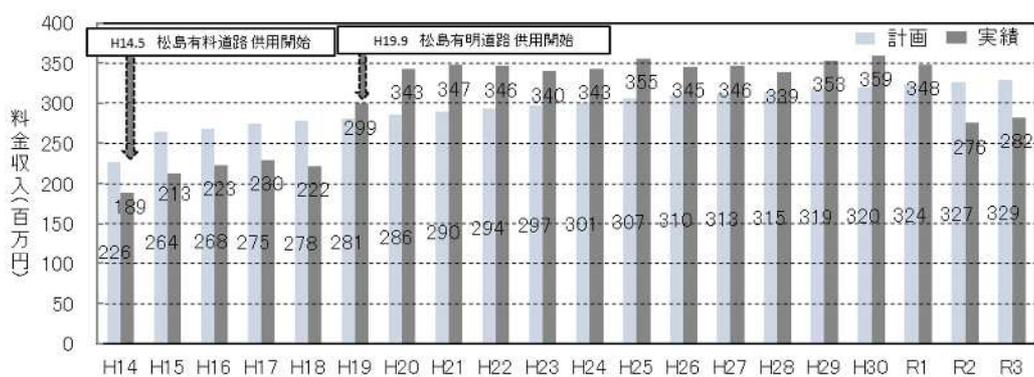
グラフー1 各事業年度の日当たり交通量

#### (2) 通行料金収入の状況

(単位：円)

	令和3年度実績	参考：令和2年度実績
通行料金収入	216,802,110	211,631,600
回数通行券収入	65,444,115	63,964,960
合計	282,246,225	275,596,560
日平均収入(a)	773,277	755,059
1日計画収入(b) <sup>※2</sup>	901,650	895,000
達成率(a/b)	85.8%	84.4%

※2) 平成14年に推計した令和3年度の料金収入



グラフー2 各事業年度の料金収入

<参考> 通行料金

(単位：円)

区分	普通車	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	軽自動車等
金額	200	300	700	150

#### 4 貸付金等の償還状況

事業	財源	建設資金	R3事業年度末 債務額等
有料道路事業	政府貸付金	2,150百万円	0百万円
	地方公共団体金融機構借入金	645百万円	0百万円
	県出資金	1,505百万円	1,505百万円
小計		4,300百万円	1,505百万円
補助事業	国土交通省所管補助事業	約17,400百万円	
合計		約21,700百万円	

1 令和3事業年度 熊本県道路公社 貸借対照表

令和4年3月31日

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
流動資産	713,800,358	流動負債	40,268,369
現金	420,000	未払金	40,130,266
預 金	696,229,105	短期借入金	0
普通預金	400,550,940	政府貸付金	0
定期預金	295,678,165	地方公共団体金融機 構借入金	0
未収金	17,151,253	預り金	138,103
道路料金未収金	1,549,900	その他流動負債	0
その他未収金	15,601,353	前受収益	0
固定資産	4,267,427,355	固定負債	21,128,165
事業資産	4,212,373,467	長期借入金	0
道 路	4,212,373,467	政府貸付金	0
有形固定資産	54,194,950	地方公共団体金融機 構借入金	0
建 物	79,136,822	退職手当引当金	10,678,165
機械及び装置	26,543,986	その他固定負債	10,450,000
車両及び運搬具	14,267,730	特別法上の引当金等	3,406,421,962
工具・器具及び備品	235,070	道路事業損失補填引当金	607,792,187
建設仮勘定	10,450,000	償還準備金	2,798,629,775
有形固定資産減価償 却累計額	△ 76,438,658	( 負 債 合 計 )	3,467,818,496
無形固定資産	858,938	基本金	1,505,000,000
電話加入権	176,406	熊本県出資金	1,505,000,000
その他無形固定資産	694,100	剰余金	8,409,217
無形固定資産減価償 却累計額	△ 11,568	準備金	8,409,217
		当期利益	0
		( 資 本 合 計 )	1,513,409,217
合 計	4,981,227,713	合 計	4,981,227,713

※ その他固定負債には、ネットワーク型ETCシステム導入助成金受入額を計上した。

2 令和3事業年度 熊本県道路公社 損益計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

費用の部		収益の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
一般管理費	27,439,391	業務収入	282,252,595
一般管理費	27,439,391	業務収入	282,252,595
役職員諸給与等	14,878,917	道路料金収入	282,246,225
管理諸費	12,560,474	業務雑収入	6,370
業務管理費	179,556,029		
道路管理費	179,556,029		
松島道路管理費	179,556,029		
受託業務費	44,605,323	受託業務収入	44,605,323
受託業務費	44,605,323	受託業務収入	44,605,323
松島有明道路等維持 管理受託業務費	44,605,323	受託業務収入	44,605,323
業務外費用	43,843	業務外収入	9,677
支払利息	43,843	利息収入	9,677
借入金利息	43,843	預金利息収入	9,677
雑損	0	雑収入	0
固定資産処分額	0	雑収入	0
諸減価償却費	6,835,670		
有形固定資産減価償却費	6,824,102		
建物減価償却費	2,505,999		
機械及び装置減価償 却費	1,884,948		
車両及び運搬具減価 償却費	2,429,238		
工具・器具及び備品減 価償却費	3,917		
無形固定資産減価償却費	11,568		
諸引当損	68,387,339		
道路事業損失補填引当損	28,224,622		
退職手当引当損	668,511		
償還準備金繰入額	39,494,206		
合                計	326,867,595	合                計	326,867,595

### 3 令和3事業年度 熊本県道路公社財産目録

令和4年3月31日現在

資産の部			
区 分	内 訳		金額(円)
	摘要	金額(円)	
流動資産			713,800,358
現金	つり銭準備金等	420,000	
預金	普通預金及び定期預金	696,229,105	
未収金	令和3年度分受託業務収入等	17,151,253	
固定資産			4,267,427,355
事業資産			4,212,373,467
道路	松島道路	4,212,373,467	
有形固定資産			54,194,950
建物	松島道路管理事務所	79,136,822	
機械及び装置	料金收受機等	26,543,986	
車両及び運搬具	公用車	14,267,730	
工具・器具及び備品	事務用備品	235,070	
建設仮勘定	未供用資産	10,450,000	
有形固定資産減価償却累計額		△ 76,438,658	
無形固定資産			858,938
電話加入権		176,406	
その他無形固定資産	土木積算システムソフトウェア	694,100	
無形固定資産減価償却累計額		△ 11,568	
合 計		4,981,227,713	4,981,227,713

負債の部			
区 分	内 訳		金額(円)
	摘要	金額(円)	
流動負債			40,268,369
未払金	管理諸費等	40,130,266	
短期借入金		0	
政府貸付金	次年度償還予定額	0	
地方公共団体金融機構借入金	次年度償還予定額	0	
預り金	所得税預り金等	138,103	
その他流動負債	前受収益	0	
固定負債			21,128,165
長期借入金		0	
政府貸付金		0	
地方公共団体金融機構借入金		0	
退職手当引当金		10,678,165	
その他固定負債	ネットワーク型ETCシステム助成金	10,450,000	
特別法上の引当金等			3,406,421,962
道路事業損失補填引当金		607,792,187	
償還準備金		2,798,629,775	
合 計		3,467,818,496	3,467,818,496
正 味 財 産			1,513,409,217

# 令和4事業年度事業計画書

## 1 松島有料道路の管理業務

松島有料道路の通行料金徴収及び道路維持管理業務を行う。

事業の実施にあたっては、経費節減等を意識し、運営、管理体制の効率化、合理化を図るとともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じつつ利用促進に努め、公社の安定的な経営を確保するものとする。

また、利用者が有料道路を安全、安心に利用していただけるよう道路施設等を適正に維持管理し、より快適なサービスの提供に努めるものとする。

なお、令和4年度において実施する重要な管理業務は、次のとおりである。

- ① トンネル照明灯LED化工事（西の浦トンネルL＝274m）
- ② 橋梁定期点検（道路法施行規則に基づく5年に1度の点検）
- ③ 舗装修繕（L＝300m）
- ④ ETC多目的利用システムの整備（工事及び供用開始に向けた取組み）

（参考）

### 松島有料道路の事業概要

- ①路線名 一般国道324号
- ②区間 上天草市松島町今泉から上天草市松島町合津まで
- ③延長 3.3km
- ④事業費

	有料道路事業	補助事業	合計
	43億円	174億円	217億円

- ⑤工期 平成4年度～平成13年度（一部14年度へ繰越）

- ⑥供用開始日 平成14年5月17日

### ⑦道路構造

- ・道路区分 第1種第3級
- ・車線数 2車線
- ・幅員 10.5m
- ・設計速度 80km/h

### ⑧通行料金

（単位：円）

区分	普通車	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	軽自動車等
金額	200	300	700	150

## 2 松島有明道路及び三角大矢野道路維持管理受託業務

平成19年9月8日に供用開始した松島有明道路（天草市有明町上津浦～上天草市松島町今泉間の10km）について、松島有料道路と一体的に安全かつ円滑な交通の確保を図るため、交通管理業務等を熊本県から受託し、実施する。

また、平成30年5月20日に供用開始した三角大矢野道路（上天草市大矢野町登立～宇城市三角町三角浦間の3.7km）についても交通管理業務等を熊本県から受託し、実施する。

# 令和4事業年度 収支予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:千円)

収 入		支 出	
予 算 科 目	金 額	予 算 科 目	金 額
(款)借入金	0	(款)一般管理費	33,139
(項)短期借入金	0	(項)役職員諸給与等	28,844
(款)業務収入	283,000	(項)管理諸費	4,275
(項)道路料金収入	283,000	(項)交際費	20
(款)受託業務収入	43,210	(款)業務管理費	567,924
(項)受託業務収入	43,210	(項)道路管理費	339,084
(款)業務外収入	227,630	(項)固定資産取得費	228,840
(項)利息収入	30	(款)受託業務費	43,210
(項)業務補助金収入	227,590	(項)受託業務費	43,210
(項)消費税還付金	0	(款)業務外費用	0
(項)雑収入	10	(項)支払利息	0
		(項)元金償還金	0
		(款)予備費	36,228
		(項)予備費	36,228
合 計	553,840	合 計	680,501

※収入と支出の差額、126,661千円は、過年度繰越金で補填する。

(添付書類)

## 決 算 付 属 諸 表

(1) 令和3事業年度 債務に関する計算書

① 長期借入金

(単位:円)

区分	前事業年度末の債務額	本事業年度の債務負担額	計	本事業年度の債務消滅額			本事業年度末の債務額	備考
				償還による消滅額	その他の消滅額	小計		
政府貸付金	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	0	償還率:100%
地方公共団体金融機構借入金	3,071,877	0	3,071,877	3,071,877	0	3,071,877	0	償還率:100%
合計	4,071,877	0	4,071,877	4,071,877	0	4,071,877	0	償還率:100%

## 令和3事業年度 引当金等明細表

(単位:円)

## ① 退職手当引当金

前事業年度 末 残高 A	本事業年度増減額		本事業年度 末 残高 A+B-C	備考
	増加額 B	減少額 C		
10,009,654	668,511	0	10,678,165	

## ② 道路事業損失補填引当金

事業名	前事業年度 末 残高 A	本事業年度増減額		本事業年度 末 残高 A+B-C	備考
		増加額 B	減少額 C		
松島道路	579,567,565	28,224,622	0	607,792,187	

## ③ 償還準備金

事業名	前事業年度 末 残高 A	本事業年度増減額		本事業年度 末 残高 A+B-C	備考
		増加額 B	減少額 C		
松島道路	2,759,135,569	39,494,206	0	2,798,629,775	

令和4年9月

一般財団法人白川水源地域対策基金の  
経営状況を説明する書類

熊 本 県

# 目 次

1	令和3年度事業の実施状況	1
2	令和3年度決算書	
	令和3年度収支計算書	2
	正味財産増減計算書	3
	正味財産増減計算書内訳表	4
	貸借対照表	5
	貸借対照表内訳表	6
	附属明細書	7
	財務諸表に対する注記	8
3	令和4年度事業計画書	10
4	令和4年度収支予算書	11

# 1 令和3年度事業の実施状況

## 1 事業

一般財団法人白川水源地域対策基金は、立野ダムの建設を促進し白川水系の治水を図り、もって関係地域の振興と流域の一体的な発展に資することを目的として、立野ダムの建設に伴い必要となる水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査等を行う。

## 2 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付（定款第4条第1項第2号）

資金の交付なし。

## 3 ダムの建設に伴い必要となる情報交換及び連絡（定款第4条第1項第4号）

### （1）理事会の開催

令和3年6月1日	令和3年度第1回理事会（書面議決）
令和3年6月15日	令和3年度第2回理事会（書面議決）
令和3年7月9日	令和3年度第3回理事会（書面議決）
令和3年7月23日	令和3年度第4回理事会（書面議決）
令和4年3月29日	令和3年度第5回理事会（書面議決）

### （2）評議員会の開催

令和3年6月4日	令和3年度第1回評議員会（書面議決）
令和3年6月30日	令和3年度定時評議員会（書面議決）
令和3年7月16日	令和3年度第3回評議員会（書面議決）

### （3）南阿蘇村等との協議会開催

令和3年10月1日	南阿蘇村地域整備計画に係る南阿蘇村との意見交換会
-----------	--------------------------

## 2 令和3年度決算書

### 令和3年度収支計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
収入の部				
1 経常収入の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	300	353	53	基本財産の利息
特定資産運用益				
特定資産受取利息	6,000	18,391	12,391	特定資産の利息
受取負担金				
雑収益				
受取利息	200	48	-152	一般正味財産の利息
経常収益計	6,500	18,792	12,292	
当期収入合計(A)	6,500	18,792	12,292	
支出の部				
(1) 経常費用				
事業費				
旅費交通費	10,000		-10,000	
通信運搬費	10,000		-10,000	
印刷製本費				
賃借料				
諸謝金				
支払助成金				
管理費	147,000	21,264	-125,736	
会議費	10,000		-10,000	
旅費交通費	10,000		-10,000	
通信運搬費				
消耗品費	10,000		-10,000	
印刷製本費				
賃借料				
諸謝金				
租税公課	82,000	21,264	-60,736	法人県民税、利子税等
雑費	35,000		-35,000	
経常費用計	157,000	21,264	-135,736	
当期支出合計(B)	157,000	21,264	-135,736	
当期収支差額 (A) - (B)	-150,500	-2,472	148,028	

**正味財産増減計算書**  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	353		353	基本財産の受取利息
特定資産運用益				
特定資産受取利息	18,391	5,404	12,987	特定資産の受取利息
受取負担金				
雑収益				
受取利息	48	170	-122	一般正味財産の利息
経常収益計	18,792	5,574	13,218	
(2) 経常費用				
事業費				
旅費交通費				
通信運搬費				
印刷製本費				
賃借料				
諸謝金				
支払助成金				
管理費	21,264	80,673	-59,409	
会議費				
旅費交通費		550	-550	
通信運搬費				
消耗品費				
印刷製本費				
賃借料				
諸謝金				
租税公課	21,264	21,023	241	法人県民税、利子税等
雑費		59,100	-59,100	
経常費用計	21,264	80,673	-59,409	
評価損益等調整前当期経常増減額				
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
特定有価証券評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額	-2,472	-75,099	72,627	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	-2,472	-75,099	72,627	
一般正味財産期首残高	3,409,966	3,485,065	-75,099	
一般正味財産期末残高	3,407,494	3,409,966	-2,472	
指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
一般正味財産への振替額	18,744	5,404	13,340	
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000		
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000		
正味財産期末残高	33,407,494	33,409,966	-2,472	

# 正味財産増減計算書内訳表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計	その他 会計	法人会計	内部取 引消去	合 計
一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					
基本財産受取利息			353		353
特定資産運用益					
特定資産受取利息	18,391				18,391
受取負担金					
雑収益					
受取利息	48				48
経常収益計	18,439		353		18,792
(2) 経常費用					
事業費					
旅費交通費					
通信運搬費					
印刷製本費					
賃借料					
諸謝金					
支払助成金					
管理費			21,264		21,264
会議費					
旅費交通費					
通信運搬費					
消耗品費					
印刷製本費					
賃借料					
諸謝金					
租税公課			21,264		21,264
雑費					
経常費用計			21,264		21,264
評価損益等調整前当期経常増減額					
基本財産評価損益等					
特定資産評価損益等					
特定有価証券評価損益等					
評価損益等計					
当期経常増減額	18,439		-20,911		-2,472
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
(2) 経常外費用					
当期経常外増減額					
当期一般正味財産増減額	18,439		-20,911		-2,472
法人会計への振替額	-20,911		20,911		
一般正味財産期首残高	3,409,966				3,409,966
一般正味財産期末残高	3,407,494				3,407,494
指定正味財産増減の部					
受取補助金等					
一般正味財産への振替額					
当期指定正味財産振替額					
指定正味財産期首残高	27,000,000		3,000,000		30,000,000
指定正味財産期末残高	27,000,000		3,000,000		30,000,000
正味財産期末残高	30,407,494		3,000,000		33,407,494

# 貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
資産の部				
1 流動資産				
現金預金	3,407,494	3,409,966	-2,472	
流動資産合計	3,407,494	3,409,966	-2,472	
2 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券 預金	3,000,000	3,000,000		
基本財産合計	3,000,000	3,000,000		
(2) 特定資産				
投資有価証券 預金	27,000,000	27,000,000		
特定資産合計	27,000,000	27,000,000		
(3) その他固定資産				
その他固定資産合計				
固定資産合計	30,000,000	30,000,000		
資産合計	33,407,494	33,409,966	-2,472	
負債の部				
1 流動負債				
2 固定負債				
負債合計				
正味財産の部				
1 指定正味財産				
寄付金	30,000,000	30,000,000		
指定正味財産合計	30,000,000	30,000,000		
(うち基本財産への充当額)	3,000,000	3,000,000		
(うち特定資産への充当額)	27,000,000	27,000,000		
2 一般正味財産				
一般正味財産合計	3,407,494	3,409,966	-2,472	
(うち基本財産への充当額)				
(うち特定資産への充当額)				
正味財産合計	33,407,494	33,409,966	-2,472	
負債及び正味財産合計	33,407,494	33,409,966	-2,472	

# 貸借対照表内訳表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	実施事業等会計	その他 会計	法人会計	内部取 引 消去	合 計
資産の部					
1 流動資産					
現金預金	3,407,494				3,407,494
流動資産合計	3,407,494				3,407,494
2 固定資産					
(1) 基本財産					
投資有価証券 預金			3,000,000		3,000,000
基本財産合計			3,000,000		3,000,000
(2) 特定資産					
投資有価証券 預金	27,000,000				27,000,000
特定資産合計	27,000,000				27,000,000
(3) その他固定資産					
その他固定資産合計					
固定資産合計	27,000,000		3,000,000		30,000,000
資産合計	30,407,494		3,000,000		33,407,494
負債の部					
1 流動負債					
2 固定負債					
負債合計					
正味財産の部					
1 指定正味財産					
寄付金	27,000,000		3,000,000		30,000,000
指定正味財産合計	27,000,000		3,000,000		30,000,000
(うち基本財産への充当額)			3,000,000		3,000,000
(うち特定資産への充当額)	27,000,000				27,000,000
2 一般正味財産					
一般正味財産合計	3,407,494				3,407,494
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
正味財産合計	30,407,494		3,000,000		33,407,494
負債及び正味財産合計	30,407,494		3,000,000		33,407,494

## 附属明細書

### 1 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	預貯金	3,000,000	0	0	3,000,000
	基本財産計	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産	利付国債(5年)	0	0	0	0
	預貯金	27,000,000	0	0	27,000,000
	特定資産計	27,000,000	0	0	27,000,000
合計		30,000,000	0	0	30,000,000

### 2 引当金の明細

該当なし

## 財務諸表に対する注記

1 継続事業の前提に関する注記

なし

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

該当なし

(4) 引当金の計上基準

該当なし

(5) 消費税等の会計処理

税込経理方式

3 会計方針の変更

変更なし

4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産	27,000,000	0	0	27,000,000
合計	30,000,000	0	0	30,000,000

5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産	3,000,000	3,000,000	0	0
特定資産	27,000,000	27,000,000	0	0
合計	30,000,000	30,000,000	0	0

6 担保に供している資産

該当なし

7 保証債務

該当なし

8 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

( 単位 : 円 )

種類及び銘柄	帳簿価格	時価	評価損益
なし			

9 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当なし

10 基金及び代替基金の増減額及びその残高

該当なし

11 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

( 単位 : 円 )

内容	金額
基本財産及び特定資産の受取利息	18,744
合計	18,744

12 関連当事者との取引の内容

該当なし

13 キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

該当なし

14 重要な後発事象

該当なし

15 その他

その他、特記事項なし

### 3 令和4年度事業計画書

- 1 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付（定款第4条第1項第2号）

資金の交付予定なし

- 2 ダムの建設に伴い必要となる情報交換及び連絡（定款第4条第1項第4号）

- (1) 国、関係市町及び南阿蘇村等との情報交換及び連絡等

ダムの建設に伴い必要となる情報交換及び連絡のため、適宜、国、関係市町及び南阿蘇村等との意見交換会等を実施する。

- (2) 理事会及び評議員会の開催

定款第16条及び第22条第4項の規定に基づき、各年度2回以上の理事会及び定時評議員会を開催し、議案の議決及び業務の執行状況を報告するとともに、必要な意見交換等を行う。

## 4 令和4年度収支予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	本年度	前年度	比 較	備 考
一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	300	300	0	基本財産の受取利息
特定資産運用益				
特定資産受取利息	6,000	6,000	0	特定資産の受取利息
受取負担金	0	0	0	
雑収益				
受取利息	200	200	0	一般正味財産の受取利息
経常収益計	6,500	6,500	0	
(2) 経常費用				
事業費	10,000	10,000	0	
旅費交通費	10,000	10,000	0	関係市町村との情報交換等
通信運搬費				
印刷製本費				
賃借料				
諸謝金				
支払助成金				
管理費	147,000	147,000	0	
会議費	10,000	10,000	0	理事会、評議員会開催関係経費
旅費交通費	10,000	10,000	0	理事会、評議員会開催関係経費
通信運搬費	0	0	0	
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	10,000	10,000	0	事務用品購入等
印刷製本費	0	0	0	
賃借料	0	0	0	
諸謝金	0	0	0	
租税公課	82,000	82,000	0	法人県民税、法人市民税等
雑費	35,000	35,000	0	法人登記費用等
経常費用計	157,000	157,000	0	
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
特定有価証券評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額	-150,500	-150,500	0	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	-150,500	-150,500	0	
一般正味財産期首残高	3,407,494	3,411,209	-3,715	
一般正味財産期末残高	3,256,994	3,260,709	-3,715	
指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0	
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0	
正味財産期末残高	33,256,994	33,260,709	-3,715	